

青森県報

号外第二十六号

平成三十年
三月二十八日
(水曜日)

目次

規 則

- 青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則… (総務学事課) …一
- 青森県税条例施行規則の一部を改正する規則… (税 務 課) …一
- 青森県営農大学校規則の一部を改正する規則… (構造政策課) …二
- 国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則を廃止する規則… (高 齢 福 祉 保 險 課) …三

告 示

- 青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の一部改正… (総務学事課) …三

人事委員会

- 人事委員会規則七―二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則… (職 員 課) …四
- 人事委員会規則七―一七〇(災害応急作業等手当)の一部を改正する規則… (同) …五

規 則

青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

青森県個人情報保護条例施行規則(平成十一年五月青森県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条を第七条とし、第二条から第四条までを二条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

(個人識別符号)

第二条 条例第二条第二号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十八号。以下「政令」という。)第三条各号に掲げるものとする。

(要配慮個人情報)

第三条 条例第二条第六号の規則で定める記述等は、政令第四条各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「犯則取締」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第十三条の二の二第一項第四号中「において準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号。以下「国犯法」という。)」及び「(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。次条第一項第八号において同じ。)」を削り、同条第二項中「財団

法人日本自動車査定協会」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改める。

第十三条の二の三第一項第八号中「において準用する国犯法」を削る。

第三節の節名を次のように改める。

第三節 犯則事件の調査及び処分

第十八条の見出しを「(領置物件等の封印の様式)」に改め、同条中「国犯法」を

「地方税法」に、「差押・領置を」を「領置、差押え又は記録命令付差押えを」に、

「差押・領置物件」を「領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件」に改める。

第十九条中「県税犯則事件の取締り」を「県税に係る犯則事件の調査及び処分」に改める。

第二十条の見出しを「(重要な犯則事件)」に改め、同条中「県税に係る犯則取締りに際し、国犯法第十一条に規定する重要な犯則事件」を「条例第三条第一項第五号に規定する県税に係る犯則事件のうち重要なものとして規則で定めるもの」に改める。

第二十一条中「国犯法第十四条第一項」を「地方税法第二十二條の二十八第一項」に改める。

様式目次中「犯則事件差押(領置)物件」を「犯則事件領置(差押、記録命令付差押)物件」に改める。

第一号様式の中の三中「犯則事件取締り用」を「犯則事件の調査及び処分用」に、

同その三の表中「犯則事件取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第九号様式中「⑤-⑥-⑦-⑧」を「⑤-⑥-⑦-⑧」に、「⑬-⑭」を

「(⑬-⑭)」に、「⑲-⑳-㉑-㉒」を「(⑲-⑳-㉑-㉒)」に、「㉓-㉔」を

「(⑳-㉑)」に、「㉕-㉖-㉗-㉘-㉙」を「(㉕-㉖-㉗-㉘-㉙)」に、「㉚-㉛」を

「(㉚-㉛)」に、「㉜-㉝-㉞-㉟-㊱-㊲」を「(㉜-㉝-㉞-㉟-㊱-㊲)」に改め、

同様式の注を次のように改める。

注1 「⑩」欄、「⑯」欄、「㉓」欄、「㉔」欄及び「㉗」欄に記載している額につ

いては、各欄の括弧内の計算式による計算後の額に100円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てて算出しています。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第二十条様式中 「差押」 「領置」 「差押え」 「領置」 「記録命令付差押え」

に改める。

第二十一条様式中「から」を「の翌日から起算して」に、「差押え(領置)」を

「領置(差押え、記録命令付差押え)」に改め、「又は料料」を削り、「国税犯則取締法第十四条」を「地方税法第二十二條の二十八」に、「地域県民局長」を「青森県知事(地域県民局長)」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県県税条例施行規則第九号様式の規定により調製した法人県民税、法人事業税、地方法人特別税更正(決定)書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県営農大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県営農大学校規則の一部を改正する規則

青森県営農大学校規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、第十八条から第二十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三条とし、同条の前に次の二條を加える。

(入寮許可等)

第二十一条 条例第七条第一項の規定による入寮の許可(以下「入寮の許可」という。)は、校長が行うものとする。

2 入寮しようとする学生は、入寮許可申請書(第五号様式)を校長に提出しなければならない。

3 入寮の許可を受けた者(以下「入寮者」という。)は、光熱水費として、実費の範囲内で知事が定める額を納入しなければならない。

(退寮)

第二十二條 入寮者は、卒業以外の理由により退寮しようとするときは、その理由を記載した書面を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 条例第七条第二項の規定による退寮命令は、校長が行うものとする。

第四号様式中「㉚㉛」を「㉚㉛」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式(第21条関係)

入寮許可申請書

年 月 日

青森県宮農中学校長 殿

現住所

氏 名

(男・女) 印

青森県宮農中学校の寮に入りたいので、下記のとおり申請します。

記

入寮期間 年 月 日から 年 月 日まで

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則を廃止する規則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十七年十一月青森県規則第百五号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第百五十五号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十七号(青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第2中「の各号」を削り、「当該各号に」を「それぞれ次に」に改め、第2の(1)を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、写真フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、青森県個人情報保護条例施行規則（平成11年5月青森県規則第56号）第2条に規定するものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(5) 要配慮個人情報 本人の人性、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして青森県個人情報保護条例施行規則第3条に規定する記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条の2中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に定める。

人事委員会

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第十一項に次の一号を加える。

三 原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があつた場合に対処するための作業で次に掲げるもの

ア 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（イにおいて「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

イ 特定原子力事業所に係る本部長指示（原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示をいう。以下同じ。）に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（アに掲げるものを除く。）

第五条第十五項に次の三号を加える。

三 第二条第十一項第三号アに掲げる作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

四 第二条第十一項第三号アに掲げる作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

五 第二条第十一項第三号イに掲げる作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）

第五条中第十九項を第二十項とし、第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第十五項の次に次の一項を加える。

16 警察職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するため第二条第十一項第一号に規定する作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合における前項第一号（同号括弧書きに規定する額が加算される場合を除く。）の規定の適用については、同号中「八百四十円」とあるのは「千六百八十円」とする。

附則第二項第二号中「原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）を「本部長指示」に改める。
附則第六項から第九項までを削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七一七〇（災害応急作業等手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七一七〇（災害応急作業等手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一七〇（災害応急作業等手当）の一部を次のように改正する。
第三条の見出し中「業務」を「業務等」に改め、同条第三項中「第十七条の四十四第二号」を「第十七条の四十四第一項第二号」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十七条の四十三第六号に規定する人事委員会の定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

二 特定原子力事業所に係る本部長指示（原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示をいう。以下同じ。）に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）
第四条第一号中「次の各号」及び「当該各号」を「次」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第三号中「次の各号」及び「当該各号」を「次」に改め、同号（2）中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 条例第十七条の四十三第六号に規定する作業に従事した職員については、作業に従事した日一日につき、次に掲げる作業の区分に応じ、次に定める額とする。

- (1) 前条第三項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額
- (2) 前条第三項第一号の作業のうち(1)に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

(3) 前条第三項第二号の作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）
第四条に次の一項を加える。

2 条例第十七条の四十三第一号から第三号までに規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するためこれらの規定に規定する作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合における前項の規定の適用については、同項中「六百円」とあるのは「九百円」とし、同項第一号(1)中「三百円」とあるのは「六百円」とする。

附則第二項中「第三号」の下に「まで」を加え、「規則第四条」を「第四条第一項」に、「同条第一号(1)」を「同項第一号(1)」に改める。

附則第三項第二号中「原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）を「本部長指示」に改める。
附則第六項から第八項までを削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭